

自転車の安全で適正な利用の促進に向けた今後の施策展開

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の制定を踏まえ、交通安全山口県対策協議会の構成機関・団体と連携し、自転車の交通ルール・マナーの周知徹底に努めるとともに、次の取組について検討を進め、自転車利用による交通事故の防止と被害者の保護につなげていく。

【1】条例制定等に係る広報啓発

- ◇ 条例制定の周知や自転車損害賠償責任保険等の加入促進のためのポスターやチラシなどの広報啓発資材の作成・配布
 - ・公共機関や学校、自転車販売店等に加え、商業施設や病院、大学生協など多くの自転車利用者が利用する場所での広報啓発を実施
 - ・損害保険会社等と連携した自転車損害賠償責任保険等の加入促進 PR の実施
- ◇ 5月の「自転車月間」等におけるメディアと連携した広報啓発活動の展開

【2】自転車の安全利用の推進

- ◇ 各季の交通安全県民運動の重点項目に「自転車の安全利用」を掲げ、関係機関・団体と連携し、自転車の交通ルール・マナーの周知徹底を推進
- ◇ 多くの自転車通勤者を抱える事業所に対して自転車ヘルメットの着用推進や自転車保険への加入促進に向けた主体的な取組を要請
（「自転車安全・適正利用推進宣言事業所」としての届出制度を検討）
- ◇ 交通安全指導員や交通ボランティア等を「自転車安全利用推進員」として任命し、通学時等における自転車の安全利用指導を実施
- ◇ 自転車の安全利用に向けた「YouTube 動画」の制作・配信

【3】交通安全教室の開催等

- ◇ 山口県交通安全協会が主催する「交通安全子供自転車大会」への参加促進を通じた交通安全教育の推進
- ◇ 各警察署による小中学校等での「出前型自転車安全教室」の開催の充実
- ◇ 自動車学校を活用した自転車通勤者向けの「実践型交通安全教育」の推進

【4】自転車用ヘルメットの着用推進

- ◇ 県立学校では、「登下校時や学校行事等で、自転車を利用する時は、SG マークなど安全性を示すマークの付いたヘルメットを着用すること」を校則等に定めるよう通知（令和6年4月1日から全学年一斉）※私立学校等にも情報提供済
- ◇ 県内の大学等に対して、新入生ガイダンス等の機会に自転車通学の学生に対するヘルメット着用や保険加入等について広報啓発の実施を要請